

事務連絡
令和3年1月29日

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会 御中
港湾荷役運送事業労働災害防止協会

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課
機構団体管理室

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から労働安全衛生行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1）に基づき、これまでも、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や e-Tax による確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、従業員にとっても、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」改めて依頼周知がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員に対し、改めてマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただくようお願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添2）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出していただけるように作成していますので御活用ください。
なお、貴業界や貴団体の実態に鑑み、適宜修正いただいても結構です。
また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2) 通知の発出にあたっては、以下のマイナンバーカードに関する説明動画資料・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供してください。

① マイナンバーカードについての説明（メリットいっぱいマイナンバーカード）

【説明動画】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

（会員事業者の従業員の方々に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

【説明資料】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

② マイナンバーカードの健康保険証利用（リーフレット）

- ・「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
- ・「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」

③ その他マイナンバーカードに関する資料等

【マイナンバーカード説明動画】

- ・「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」

<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

【マイナンバーカード広報ポスター&リーフレット】

- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

※ 上記のリーフレット等はこちらからダウンロードできます。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents>

3) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。

4) 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴団体等に赴く出張申請受付方式を実施しています。出張申請受付方式の概要については、別紙を御参照ください。詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

(参考)

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

- ・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

5) 以上のほか、貴団体の実情に応じ、職員に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。